

令和3年度における入湯税の使途について

入湯税は、消防施設等の整備、観光施設の整備及び観光振興などに要する費用に充てるための目的税であり、次に掲げる事業の財源の一部として利用させていただいています。

令和3年度入湯税の額

4,789 千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	事業費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国(県)支出金	市 債	その他		うち入湯税	
消防施設等の整備	消防施設整備管理事業	消防施設整備工事	9,815	0	7,800	0	2,015	243
		小型動力ポンプ等購入	1,936	0	1,200	0	736	89
	小 計	11,751	0	9,000	0	2,751	332	
観光施設の整備	ロイヤル胎内パークホテル運営事業	交流促進施設改修工事	145,323	5,840	129,000	0	10,483	1,266
	クアハウスたいない管理事業	施設改修工事	2,718	0	0	0	2,718	328
	小 計	148,041	5,840	129,000	0	13,201	1,594	
観光振興 (観光施設の整備を除く)	観光振興事業	観光宣伝費(印刷製本費、広告料)	4,502	0	0	0	4,502	544
		胎内市観光協会負担金	19,211	0	0	0	19,211	2,319
	小 計	23,713	0	0	0	23,713	2,863	
合 計		183,505	5,840	138,000	0	39,665	4,789	